

# 慶 弔 細 則

(制 定 昭 和 4 2 年 4 月 1 日)

最終変更 2020年 1月10日

(適用範囲)

第 1 条 日本公認会計士協会近畿会（以下「当地域会」という。）に所属する会員、準会員及び職員に対する慶弔と見舞いに関する取扱いはこの細則の定めるところによる。

(種類)

第 2 条 この細則により贈呈する金品は、次の三種とする。

- 一 慶祝金品
- 二 見舞金
- 三 弔慰金、供花

(通知)

第 3 条 この細則に定める慶弔、見舞金品の贈呈を受ける事由が生じたときは、本人又はこれを知った者は速やかに会長宛その旨を通知するものとする。

(贈呈の制限)

第 4 条 前条の通知事由が生じた後3か月経過したものであるときは、会長は慶弔、見舞金品の贈呈を停止することができる。また、会費長期滞納による会員権停止者は慶弔、見舞金品を受ける権利を停止する。

(協会への通知)

第 5 条 第3条の通知があったときは、会長は速やかにこれを協会に通知し、協会の慶弔規程の適用を求めなければならない。

(慶弔金品等)

第 6 条 慶事には次の区分により金品等を贈る。

- 一 本人が結婚したとき。

区 分	金 額
会 員	20,000円
準会員	10,000円
職 員	10,000円

また、本人から申出があった場合は祝電を打つことができる。

- 二 会長は、会員が叙勲又は褒賞を受けたとき、当該会員に記念品を贈ることができる。なお、記念品の額については、正副会長会において決定する。

(見舞金)

第7条 疾病、負傷等のため長期にわたる病臥のとき又は火災及び風水害等による被害のとき、次の区分により見舞金を贈る。

一 長期にわたる病臥のとき。

区 分	1か月以上	6か月以上
会 員	10,000円	20,000円
準会員	5,000円	10,000円
職 員	5,000円	10,000円

(注) 6か月以上の欄は追増額を示す。

二 火災による被災のとき。

区 分	全 焼	半 焼	その他被害
会 員	30,000円	20,000円	10,000円
準会員	20,000円	10,000円	5,000円
職 員	20,000円	5,000円	3,000円

三 風水害等による被災のとき。

地域会役員会の議を経た金額

(弔慰金等)

第8条 弔事には次の区分により弔慰金及び供花等を贈る。

一 本人及び配偶者死亡のとき。

区 分	弔 慰 金		供 花
	本 人	配 偶 者	
会 員	100,000円	30,000円	2対
準会員	50,000円	30,000円	1対
職 員	20,000円 以上	10,000円 以上	1対

二 一親等の血族及び同居の一親等の姻族死亡のとき。

弔慰金 10,000円及び楮1対

三 上記第一号及び第二号に該当する弔事には弔電を打つこととする。

(弔問)

第9条 地域会役員経験を有する本人の弔事にあつては会長が、その他の地域会役員経験を有しない本人の弔事には、その者の属する地区会を担当する副会長が弔問することを原則とする。

2 地域会役員経験を有する本人の親族（配偶者及び一親等の血族並びに同居の一親等の姻族）の弔事は、会長又はその者の属する地区会を担当する副会長のいずれかが弔問することを原則とする。

(弔旗)

第10条 前条の弔問に際しては、弔旗を持参し掲出する。

- 2 弔旗は、当地域会事務局に2流、奈良地区会及び和歌山地区会にそれぞれ1流を備える。
- 3 弔旗を持参する者は、奈良地区会及び和歌山地区会の場合は各地区会長又はその代理人とし、その他の地区会の場合は当地域会事務局長とする。
- 4 弔旗を掲出した場合には、第8条に定める供花は贈らない。

(弔事の通報)

第11条 本人、配偶者及び一親等の血族及び同居の一親等の姻族死亡のとき、第3条の通知があった場合には、会長は地区会長に通報し、各地区会長は各地区会員にそれぞれ速やかに通報するものとする。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日から実施する。

第1次 改正附則

この改正細則は、昭和44年10月15日から実施する。

第2次 改正附則

この改正細則は、昭和48年8月25日から実施する。

第3次 改正附則

この改正細則は、昭和50年7月26日から実施する。

第4次 改正附則

この改正細則は、昭和52年4月28日から実施する。

第5次 改正附則

この改正細則は、昭和53年7月23日から実施する。ただし、会員本人の弔慰金は、各部会の慶弔内規改正届出(会員本人の弔慰金に関し支給しない旨の改正)があるまでは、なお従前の例による。

第6次 改正附則

この改正細則は、昭和59年6月9日から実施する。

第7次 改正附則

この改正細則は、平成8年11月21日から実施する。

第8次 改正附則

この改正細則は、平成11年4月1日から実施する。

第9次 改正附則

この改正細則は、平成12年4月1日から実施する。

第10次 改正附則

この改正細則は、平成18年3月28日より実施する。

第11次 改正附則

この改正細則は、平成18年6月5日から実施する。

第12次 改正附則

この改正細則は、平成26年1月23日から施行する。

附則（2020年1月10日改正）

この改正規定は、2020年1月10日から施行する。ただし、改正後の第8条第1項の規定は、2021年4月1日以降に事由が生じた贈呈分から適用し、同日前に事由が生じた贈呈分については、なお従前の例による。